

安全保障関連二法の廃止を求める意見書

9月19日、参議院で成立した「安全保障関連二法」は、国際紛争の場に自衛隊を派遣するということであり、自衛のみ認められてきた憲法解釈を数の力で変える憲法違反と考えられる。

集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連二法」は日本国憲法第9条を逸脱している法律で、これまで歴代内閣が踏襲してきた安全保障体制を根本から変えようとするものである。立憲主義の日本において、憲法に定められた国のあり方を根本から変えようとするのであれば、憲法改正の手続きを経なければならないことは自明である。

戦後70年の節目にあたり、日本国憲法の意義こそを真摯にかみ締め、憲法第9条のもとに戦争しない平和国家として世界に認められていることを再認識するべきであり、多くの学識者（憲法学者）が憲法違反とした「安全保障関連二法」は廃止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

飯山市議会議長 佐藤 正夫